

平成31年2月期 木城町農業委員会総会会議録

開催期日	平成31年2月28日（木）午前8時53分～10時11分まで
出席委員	（農業委員 7人） 1番：鎌田勝敏 2番：工藤久美子 3番：坂本康充 5番：堀田計一 6番：西 和浩 7番：後藤ミホ 8番：平野豊文 （農地利用最適化推進委員 7人） 吉岡定男 藤井恒美 國岡伸二 久保田博文 田村和之 岸法彦 西哲郎
欠席委員	（農業委員 0人 推進委員 0人） 農業委員： 0 名 推進委員： 0 名
出席職員	事務局長：渕上達也 専門監：三隅秀俊 主事：濱砂裕紀
会議録署名委員	2番：工藤久美子 3番：坂本康充
議事日程	平成31年2月28日（木）1日間
報告	（1） 2月の行事報告について （2） 農地転用事前報告（5条 2件、非農地 1件） （3） 農家相談日結果報告について（ 1件） （4） 各委員活動報告について （5） 事務局報告について ① 相続届の提出について（1件） ② 農地売買予約に関する覚書の提出について（1件） ※農地中管理機構が行う特例事業 ③ 合意解約の提出について（8件） ④ 農地相談員の活動について（2件） ⑤ その他
会議事件	議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について 議案第5号 非農地証明願いの承認について 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について 議案第7号 農用地利用集積計画（所有権移転）について 議案第8号 農用地利用集積計画（利用権設定）について
事務局 （事務局長）	皆さんお早うございます。それでは、ただ今から1月期の木城町農業委員会定例総会を始めたいと思います。皆さん、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。最初に鎌田会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いします。

議長（会長） 鎌田 勝敏	皆さん、お早うございます。最近、梅雨ではないかというくらい雨の日が続いております。稲作農家は、田植えの準備で大変忙しい時期となっております。 先日、テレビのニュースを見ておりましたら、この暖冬で、本来、キャベツは、雪の中になければならないのに、雪の外に出てしまい、出荷できないとか、あるいは、大根の産地である三浦でも、大根が太りすぎて出荷できないという報道がありました。県内でも千切り大根が、もう少しで終わりという時期でありますけれど、天気が続かず乾燥ができないため大根の太りすぎて機械に入らないという状況もあるようです。去年は、大きな台風災害がありましたが、今年も、大きな台風が来るのではないかと不安な気持ちになります。 しかしながら、私たちは、めげずに農業を続けていかなければならない立場でありますので、お互いに頑張っていけたらと思います。
議長（会長） 鎌田 勝敏	それでは、ただ今から平成31年2月期の定例総会を開会いたします。 本日の本会議の出席は、農業委員7名全員出席ですので、総会は成立しています。農地利用最適化推進委員の出席は7名です。合計14名の全員出席となっています。 議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。 （異議なし） それでは、2番工藤委員と3番坂本委員をお願いします。 次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の三隅専門監と濱砂主事を指名いたします。 それでは、本会議に入ります。
議長（会長） 鎌田 勝敏	議案第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。
事務局 （事務局長）	資料の24ページをお願いします。議案第4号農地法第3条の規定による許可申請の承認について農地法第3条の規定による許可申請を下記のとおり提出する。 受付番号4番 譲渡人・譲受人については表記のとおりです。土地表示 大字椎木字前田〇〇番 地目 田 地積 507 m² 移動区分 贈与 経営状況 家族1人 労働力1人 経営面積 73,147 m² 移動の理由 規模拡大 担当は7番後藤委員です。資料につきましては25ページに添付しています。

事 務 局 (事務局長)	受付番号 5 番 譲渡人・譲受人については表記のとおりです。土地表示 大字高城字井手ノ内〇〇番 地目 田 地積 1,317 m² 田 3 筆 畑 1 筆 合計 4,216 m² 移動区分 贈与 売買価格 無償 経営状況 家族 5 人 労働力 2 人 経営面積 11,731 m² 移動の理由 規模拡大 担当は 7 番後藤委員です。資料につきましては 26 から 27 ページに添付しています。以上です。
議長 (会長) 鎌田 勝敏	それでは、説明が終わりましたので、受付番号 4 番、5 番につきまして、担当の後藤委員から補足説明をお願いします。
(7 番) 後藤 ミホ	受付番号 4 番について説明いたします。この土地は、比木の方でありまして、先程、事務局報告にありました案件です。この後の議案で出てきます農地について譲渡人の土地を譲受人が購入されることになっており、本件の農地は狭小のため、後の案件の農地を買われることを条件に譲渡人が譲受人へ譲渡されるということです。 受付番号 5 番につきましては、譲受人の実家の農地でありまして、譲渡人は、甥子になります。譲受人の弟さんが亡くなられ、甥子さんが継いでおられますのが、今回、譲受人へ贈与されるとのことです。ご審議の程よろしく願いいたします。
議長 (会長) 鎌田 勝敏	説明が終わりましたので、質疑に入ります。議案第 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号 4 番、5 番につきまして質疑のある方は挙手のうえ受付番号を言われてから質疑をお願いします。 (質疑・意見なし) 質疑が無いようですのでお諮り致します。議案第 4 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号 4 番、5 番につきまして承認に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手) 全員賛成という事でありますので、議案第 4 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の承認について、受付番号 4 番、5 番は承認可決と致します。
議長 (会長) 鎌田 勝敏	つづきまして、議案第 5 号非農地証明願いの承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願い致します。

事 務 局 (事務局長)	資料の 28 ページをお願い致します。議案第 5 号非農地証明願いの承認についてであります。非農地証明願いの承認について下記のとおり提出する。 受付番号 1 番 申請人については表記のとおりです。土地表示 木城町大字 椎木字新古場 地番〇〇番 地目 畑 地積 2,324 m² 事由 耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地(人力又は農業機械では耕起、整地ができない土地)であって、農業的利用を図るための条件整備(基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等)が計画されていない土地のうち次のいずれかの要件を満たしている。(ア)その土地が、森林の様相を呈しているなどの農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合。(イ)(ア)以外の場合にあつて、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合。 担当委員は、3 番坂本委員です。資料につきましては 29 ページから 32 ページに添付しています。以上です。
議長 (会長) 鎌田 勝敏	それでは、写真説明をお願い致します。
(事 務 局) 濱砂 主事	プロジェクターを使用し説明。
議長 (会長) 鎌田 勝敏	説明が終わりましたので、受付番号 1 番につきまして担当の坂本委員から補足説明をお願い致します。
(3 番) 坂本 康充	受付番号 1 番につきまして説明致します。申請地は、現在耕作されておらず、写真説明であったとおり、竹や木で覆われた状態です。写真では判かりませんが、木の根が多く混在しておりまして、農機での農地復旧は難しいと現地で判断しました。今後も継続しての農地管理は困難であります。申請地は、一ツ瀬土地改良区の畑かんがありまして、非農地証明にあたり一ツ瀬土地改良区の意見書が 32 ページについています。以上です。
議長 (会長) 鎌田 勝敏	説明が終わりましたので、議案第 5 号 非農地証明願いの承認について受付番号 1 番につきまして質疑のある方は挙手の上、質疑をお願いします。 (質疑・意見なし) 質疑が無いようですのでお諮りします。議案第 5 号非農地証明願いの承認に

議長（会長） 鎌田 勝敏	ついて、受付番号 1 番につきまして承認に賛成の方は挙手をお願い致します。 （全員挙手） 全員賛成ということですので、議案第 5 号非農地証明願いの承認について受付番号 1 番につきましては原案どおり承認可決とします。
議長（会長） 鎌田 勝敏	つづきまして、議案第 6 号農地法第 5 条の第 1 項の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願い致します。
（事務局） 事務局長	資料の 33 ページをお願いします。議案第 6 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の承認についてであります。農地法第 5 条の規定による許可申請を下記のとおり提出する。 受付番号 1 番 譲渡人・譲受人については表記のとおりです。土地表示 大字高城字山下 地番〇〇番 地目 畑 地積 151 m² 移動区分 売買 転用目的 駐車場・進入路 施設概要 住宅の一部として利用（農業用・自家用駐車場及び住宅への進入路） 担当委員は、1 番鎌田会長です。追認の案件です。資料につきましては 34～40 ページに添付しています。 受付番号 2 番 譲渡人・譲受人については表記のとおりです。土地表示 大字椎木字浦畑 地番〇〇番 地目 畑 地積 495 m² 移動区分 売買 転用目的 一般個人住宅 施設概要 一般個人住宅 1 棟 担当委員は、8 番平野委員です。資料につきましては 41 から 47 ページに添付しています。 受付番号 1 番につきまして、転用事前調査時には、昭和 62 年頃に譲渡人が家を新築するときに同じように駐車場用地として畑である土地を、駐車場あるいは進入路用地として無断転用をしたということで、4 条扱いがしかるべきではないのかということでしたが、その後、譲渡人から家を購入した譲受人におきましても、現状、畑であるということを判りながら、駐車場あるいは進入路として同じく使用していたということで、そのことについては、同じく顛末書が必要ではないかということとなり、譲受人にも改めて顛末書を求め、5 条申請扱いとさせていただきました。以上です。
議長（会長） 鎌田 勝敏	それでは、写真説明をお願い致します。
（事務局） 濱砂 主事	プロジェクターを使用し説明。

議長（会長） 鎌田 勝敏	それでは、説明が終わりましたので、受付番号 1 番につきまして、私から補足説明をします。36 ページの地図を見ていただけると判りますが、赤線で印が付いているところが申請の土地です。ここが農地であることが判かったのは、農地台帳の調査で判明いたしました。これが転用されていなかったなので、この部分を転用するよう指導をしました。以上です。
議長（会長） 鎌田 勝敏	受付番号 2 番につきまして、担当の平野委員に補足説明をお願いします。
(8 番) 平野 豊文	先程、説明があったとおりであります。43 ページを見たら判るように、今回は、〇〇番で、前回〇〇番を承認していただいております。条件は全く同じでありますので、ご審議の程をよろしく申し上げます。以上です。
議長（会長） 鎌田 勝敏	それでは、質疑に入ります。議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について受付番号 1 番、2 番につきまして質疑のある方は挙手の上、受付番号を言われてから質疑をお願いします。
(5 番) 西 和浩	受付番号 2 番についてお伺いします。43 ページの平面図ですが、〇〇番の進入路は、転用地と書いてありますが、転用は終わっているのですか。
(事務局) 濱砂 主事	ご質問の〇〇番地は、昨年の 12 月定例総会において許可相当の承認を受け、県へ進達した結果、転用許可が出ていますので転用地と記載しております。現状は、まだ、造成はされていません。以上です。
議長（会長） 鎌田 勝敏	他にございませんか。 (質疑なし) 質疑が無いようですのでお諮り致します。議案第 6 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号 1 番、2 番につきまして承認に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手) 全員賛成という事ですので、議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について受付番号 1 番、2 番は承認ということ原案どおり許可相当として県知事に意見書を添えて進達させていただきます。

議長（会長） 鎌田 勝敏	つづきまして、議案第 7 号 農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。事務局長の朗読と説明をお願い致します。
（事 務 局） 事務局長	資料の 48 ページをお願いします。議案第 7 号 農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記利用集積計画の決定を求める。 整理番号 1 番につきましては、農地中間管理機構が行う特例事業でありますので説明は割愛させていただきます。 整理番号 2 番 受付番号 3 番 移動区分 売買 譲受人・譲渡人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字宮ノ牧 地番〇〇番 地目 田 地積 2,909 ㎡ 利用目的 水稻 売買価格 全部で 1,200,000 円 支払方法 口座払い 移転時期、支払時期、引渡時期 全て 2019 年 3 月 22 日 農地中間管理機構が行う特例事業です。資料につきましては 55 ページに添付しています。本案件につきましては、事務局報告③合意解約について受付番号 8 番で合意解約の提出のあった案件でございます。 整理番号 3 番受付番号 4 番 移動区分 売買 譲受人・譲渡人につきましては表記のとおりです。土地表示につきましては、資料の 49 ページから 53 ページに土地明細を添付していますので説明は割愛させていただきます。先ほど事務局報告②でも、詳細を報告させていただいています。以上です。
議長（会長） 鎌田 勝敏	それでは、議案第 7 号農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。受付番号 2 番、3 番、4 番、につきまして、質疑のある方は、挙手の上、受付番号を言われてから質疑をお願いします。 （質疑・意見なし） 質疑が無いようですので質疑を終了します。それでは、お諮り致します。議案第 7 号農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。受付番号 2 番、3 番、4 番、につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手） 全員賛成とのことですので、議案第 7 号 農用地利用集積計画（所有権移転）について、受付番号 2 番、3 番、4 番につきましては承認可決と致します。

議長（会長） 鎌田 勝敏	つづきまして、議案第 8 号農用地利用集積計画（利用権設定）についてであります。事務局長の朗読・説明をお願い致します。
(事 務 局) 事務局長	資料の 57 ページをお願い致します。議案第 8 号農用地利用集積計画（利用権設定）についてであります。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記利用集積計画の決定を求める。 整理番号 1 番 受付番号 9 番 移動区分 賃貸借 借受人・貸付人については表記のとおりです。 土地表示 大字高城字薮村下〇〇番 地目 田 地積 562 m² 合計 田 3 筆 1,189 m² 利用目的 稲作 始期 2019 年 3 月 10 日から終期 2024 年 3 月 9 日（5 年間） 借賃料 10 a 当り玄米 60kg 経営面積 4.5 h a 家族数 2 稼働労働力 2 担当委員は、1 番鎌田会長です。更新の案件です。資料につきましては 72 ページに添付してあります。 整理番号 2 番 受付番号 10 番 移動区分 賃貸借 借受人・貸付人については表記のとおりです。 土地表示 大字椎木字牛牟田〇〇番 地目 田 地積 1,508 m² 合計 田 2 筆 2,733 m² 利用目的 稲作 始期・終期 2019 年 3 月 10 日から 2024 年 3 月 9 日（5 年間） 借賃料 10 a 当り 10,000 円 経営面積 16.3 h a 家族数 9 稼働労働力 5 担当委員は、3 番坂本委員です。更新の案件です。資料につきましては 73 ページに添付してあります。 整理番号 3 番 受付番号 11 番 移動区分 賃貸借 借受人・貸付人については表記のとおりです。 土地表示 大字椎木字坪池〇〇番 地目 田 地積 2,175 m² 利用目的 露地野菜 始期・終期 2019 年 3 月 10 日から 2029 年 3 月 9 日（10 年間） 借賃料 10 a 当り 10,000 円 経営面積 4.2 h a 家族数 5 稼働労働力 2 担当委員は、8 番平野委員です。新規の案件です。資料につきましては 74 ページに添付してあります。 整理番号 4 番受付番号 12 番 移動区分 賃貸借 借受人・貸付人については表記のとおりです。 土地表示 大字椎木字小並原〇〇番 地目 畑 地積 2,246 m² 利用目的 露地野菜 始期・終期 2019 年 3 月 10 日から 2024 年 3 月 9 日（5 年間） 借賃料 10 a 当り 10,000 円 経営面積 4.2 h a 家族数 5 稼働労働力 2 担当委員は、8 番平野委員です。新規の案件です。資料につきましては 75 ページに添付してあります。 整理番号 5 番 受付番号 13 番 移動区分 賃貸借 借受人・貸付人については表記のとおりです。 土地表示 大字川原字百合野〇〇番 地目 畑 地

(事 務 局) 事務局長	積 5,859 m² 利用目的 飼料作物 始期・終期 2019 年 3 月 10 日から 2024 年 3 月 9 日 (5 年間) 借賃料 10 a 当り 10,000 円 経営面積 6.9 h a 家族数 8 稼働労働力 3 担当委員は、8 番平野委員です。更新の案件です。資料につきましては 76 ページに添付してあります。 整理番号 6 番 受付番号 14 番 移動区分 賃貸借 借受人・貸付人については表記のとおりです。 土地表示 大字椎木字似り〇〇番 地目 畑 地積 1,588 m² 合計 畑 6 筆 15,251 m² 利用目的 露地野菜 始期・終期 2019 年 3 月 10 日から 2020 年 3 月 9 日 (1 年間) 借賃料 全部で 120,000 円 経営面積 16.3 h a 家族数 9 稼働労働力 5 担当委員は、3 番坂本委員です。新規の案件です。資料につきましては 77 ページに添付してあります。 整理番号 7 番 受付番号 15 番 移動区分 賃貸借 借受人・貸付人については表記のとおりです。 土地表示 大字椎木字宮ノ牧〇〇番 地目 田 地積 2,909 m² 利用目的 稲作 始期・終期 2019 年 3 月 22 日から 2024 年 1 月 21 日 (4 年 10 カ月) 借賃 全部で 120,000 円 経営面積 7.6 h a 家族数 1 稼働労働力 1 農地中間管理機構が行う特例事業です。資料につきましては、78 ページに添付しています。 整理番号 8 番受付番号 102 番以降、整理番号 27 番受付番号 121 番までにつきましては、全て農地中間管理事業での賃貸借となります。借受人はすべて公益社団法人宮崎県農業振興公社となっており、2 月 20 日 (水) に公社の審査会で全て承認されております。公社との契約期間は全て 10 年間となります。全部で田 45 筆 畑 13 筆 合計 58 筆 55、731 m² の集積面積となります。今回の農地中間管理事業の集積配分計画の詳細については、資料の 59 ページから 67 ページに記載してあります。以上です。
議長 (会長) 鎌田 勝敏	担当委員の説明につきまして受付番号 9 番、10 番、13 番は更新ということでもありますので、割愛させていただきます。受付番号 15 番につきましては、農地中間管理事業が行う特例事業でありますので、これも説明は省かせていただきます。受付番号 102 番から 121 番につきましては、農地中間管理事業ということでもありますので、こちらも説明は省かせて頂きます。受付番号 11 番につきまして、担当の平野委員に補足説明をお願いします。
(8 番) 平野 豊文	この農地につきましては、藤井推進委員と一緒に行きまして、確認済みでございます。以上です。

議長（会長） 鎌田 勝敏	受付番号 12 番につきましても、担当の平野委員に補足説明をお願いします。
(8 番) 平野 豊文	この件も、借受人に確認しております。
議長（会長） 鎌田 勝敏	それでは、受付番号 14 番につきまして、担当の坂本委員に補足説明をお願いします。
(3 番) 坂本 康充	受付番号 14 番につきましてご説明致します。申請地は譲受人の経営地周辺になります。以前は〇〇氏が耕作しておられましたが、この申請地では耕作をしないということで、所有者に話があり今回の申請になりました。利用目的が露地野菜となっておりますが、加工用甘藷を作付けするということでした。以上です。ご審議の程よろしくをお願いします。
議長（会長） 鎌田 勝敏	それでは、議案第 8 号農用地利用集積計画（利用権設定）についてであります。質疑のある方は、挙手の上、受付番号を言われてから質疑をお願いします。 （質疑・意見なし） それでは、質疑が無いようですのでお諮り致します。議案第 8 号農用地利用集積計画（利用権設定）について受付番号 9 番、10 番、11 番、12 番、13 番、14 番、15 番、102 番から 121 番につきまして、承認に賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成という事ですので、案第 8 号農用地利用集積計画（利用権設定）について受付番号 9 番、10 番、11 番、12 番、13 番、14 番、15 番、102 番から 121 番につきましては承認可決とします。 以上で 2 月期の定例総会の議事案件は全て終了しました。ここで、2 月期定例総会の本会議を終了致します。
協 議 会	1 3 月の行事予定について 2 平成 31 年度農作業標準賃金及び平成 30 年中の農地の賃借料について 3 その他
議長（会長） 鎌田 勝敏	以上をもちまして、平成 31 年 2 月期の定例総会を閉会します。

	この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。 議 長 署名委員 署名委員
--	---